令和７年度いじめ防止基本方針

秋田市立河辺小学校

１　いじめの定義と基本的な考え方

(1)　いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)　基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ◆　いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。
- ◆　いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ◆　いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ◆　いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ◆　いじめは、見ようとしなければ見えないものである。
- ◆　いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できないものである。
- ◆　いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ◆　いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援に努めます。

【いじめの解消とは】

少なくとも次の２つの要件が満たされて、いじめが解消している状態と捉えます。

①　いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。

②　いじめに係る行為が止んだかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては、日常的に保護者と連携しながら注意深く観察します。

真にいじめを乗り越えた状態とは、上記の条件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されると認識し、慎重に対応します。

２　いじめの未然防止のための取組

学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、「一人残らず安心して学べる、温かい学級づくり」の推進のもと、子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促します。また、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。さらに、自分の進歩や成長を実感できるようにするために、「一人残らず最後まで夢中になって学ぶ」授業づくりに取り組みます。

(1)　温かい学級づくりの推進

○　お互いのよさをや個性を生かし、互いに励まし合い・高め合う学級づくりを目指します。

○　関わり合いを通して、子ども同士、子どもと教師の温かな人間関係づくりに努めます。

○　いじめ問題について考え、議論するなど、道徳科、学級活動、児童会活動等における子ども主体の活動を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援します。

(2)　家庭や地域と連携した道徳教育の充実

○　道徳科の授業をＰＴＡ授業参観の機会に公開したり、学習内容を家庭に学年通信で知らせたりして、情報提供に努めます。

○　ＰＴＡの学級懇談や全体会、学校運営協議会、民生児童委員訪問などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけ、地域での生活状況などについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

○　ＰＴＡと連携し、外部の専門家を招いた講演会などを実施します。

(3)　児童会活動の充実

○　代表委員会を中心に、年間を通して計画的に「いじめ防止」を推進する活動を実施するとともに、ホームページや校報、学年通信等で保護者や地域の方に活動の様子を紹介していきます。

(4)　体験活動の充実

○　自分と友達の違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、宿泊体験学習、校外学習、修学旅行等の体験活動の充実を図ります。

(5)　個や集団が充実感・成就感をもてる特別活動の推進

○　「なかよし活動」を意図的に日常化していくことで、思いやりの心を醸成したり、高学年のリーダー性の育成を図ったりしながら、自己有用感や充実感・成就感が高まるようにしていきます。

(6)　学習意欲を高めるための授業づくりの推進

○　「めあて」と「ふりかえり」のある主体的な学びの充実や、関わりを通して課題解決する学習過程・自己の変容や友達から学ぶことのよさを実感する学習過程を大切にします。

○　習熟の程度の応じた問題提示や、コース別学習など個に応じた指導の工夫を図ります。

３　いじめの早期発見の取組

日頃から子どもや保護者とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員、保護者、地域が連携した、高くて広いアンテナによる観察等を通し、些細な変化や、わずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1)　生活アンケートの実施

○　年２回（５月、１１月）の生活アンケートのほか、学級の様子を適切に把握するための学級力アンケートや個人面談等を実施します。結果は全職員で共通理解を図りながら、今後の学級づくりに反映させたり、必要に応じて校報や学校ホームページ等で保護者や地域へ発信したりします。

(2)　個人面談の実施

○　年２回（７月、１２月）の児童と学級担任、保護者と学級担任との面談を通して、子どもの心配事や悩み等を聞き、解決できるように対応します。また、子どもの様子に変化が見られたときは、担任との面談を適宜実施して心の安定や回復を図ります。

(3)　相談窓口の周知

○　学級担任以外に生徒指導主事、養護教諭、教頭が子どもや保護者の相談窓口となります。

(4)　「河辺小学校いじめ対策委員会」での情報共有

○　子どもの些細な兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「河辺小学校いじめ対策委員会」において、その情報を外部関係者と共有します。

(5)　いじめの認知にあたって

次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行うことが大切です。

○　けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
○　好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
○　いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
○　インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

４　いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1)　対応策の検討と役割分担

○　「河辺小学校いじめ・不登校対策委員会」で、どの教師がどの子どもに対応するかなど役割分担を決め、協力して解決を図ります。

(2)　迅速で的確な実態把握と適切な指導・支援

○　いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて、状況を正確に把握し、子どもの指導にあたります。
○　いじめを受けた子ども及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
○　いじめた子どもに対する毅然とした指導をとおし、心からの反省を促します。

(3)　組織的な指導・支援

○　学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。
○　支援チーム内での情報交換を密にし、協力して解決を図ります。

(4)　スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

○　状況に応じてスクールカウンセラーを要請し、活用するなど教育相談体制の充実を図ります。
○　状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
○　犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(5)　保護者との連携

○　いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
○　いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的に連携を図り支援します。

(6)　重大事態への対処

○　重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

５　いじめの防止等の対策のための組織の設置

特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応するため、外部専門家により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置します。

○　管理職、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、ＰＴＡ会長・副会長により、「河辺小学校いじめ対策委員会」を組織します。

○　本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。

○　いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり（子ども主体の活動の支援、校内研修の実施等）に努めます。

○　日常の取組については、管理職、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭がチームとなって、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

６　いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やＰＴＡなどで、「学校いじめ防止基本方針」及び自校のいじめ対策委員会の存在、取組を周知徹底するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1)　生徒指導だよりによる情報発信

○　学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

(2)　学年・学級ＰＴＡにおける説明・協議

○　学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3)　地域や他校との連携

○　ＰＴＡ生活安全部・地区子ども会、河辺地区小中学校、や秋田市生徒指導部と情報共有をし、情報収集や情報の活用を図ります。

(4)　ホームページの活用

○　学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

(5)　相談窓口、相談機関の周知

○　学校以外の相談窓口や相談窓口などを紹介します。

いじめ・不登校等教育相談（秋田市教育研究所内）	０１８－８６６－２２５５
24時間こどもSOSダイヤル	０１２０－０－７８３１０
すこやか電話（秋田県総合教育センター）	０１２０－３７－７８０４
秋田市少年指導センター（わかくさ相談電話）	０１８－８８４－３８６８
いじめ緊急ホットライン（中央教育事務所）	０１２０－３７７－９０４
やまびこ電話（２４時間対応・県警察本部）	０１８－８２４－１２１２
チャイルド・セーフティ・センター（県警察本部）	０１８－８３１－３４２１
子ども・家庭１１０番（秋田県中央児童相談所）	０１２０－４２－４１５２
秋田いのちの電話	０１８－８６５－４３４３
子どもの人権１１０番（秋田地方法務局）	０１２０－００７－１１０
こころの電話相談室（秋田県精神保健福祉センター）	０１８－８３１－３９３９
少年サポートセンター（秋田東警察署）	０１８－８２５－５１１０

7　ＰＤＣＡサイクルを踏まえた年間計画

	１年	２年	３年	４年	５年	６年	ＰＤＣＡ	備　　考
４月	児童を語る会						PLAN	
５月	重点資料を使っての各学年道徳授業実践月間【親切・思いやり】						DO	
６月	第1回全校生活アンケート調査 個人面談（児童 - 教師） ６年生　修学旅行						CHECK	生活アンケート分析 **※いじめ対策委員会**
７月	個人面談（保護者 - 教師）						CHECK	
８月	いじめ対応校内研修会（事例研究）						ACTION	
９月	５年生　まんたらめ宿泊学習						PLAN	
10 月	重点資料を使っての各学年道徳授業実践月間【生命の尊重】						DO	
11 月	児童を語る会 第2回全校生活アンケート調査						CHECK	
12 月	個人面談（児童 - 教師） 個人面談（保護者 - 教師）※希望者						CHECK	生活アンケート分析
１月	いじめ対応校内研修会（事例研究）						ACTION	
２月	重点資料を使っての各学年道徳授業実践月間【自らを律する心】						DO	**※いじめ対策委員会**
３月							CHECK	

※　「いじめ対策委員会」は、外部の方を招き、学校運営協議会と同時に開催します。
※　この他、対象児童について協議する校内組織として「いじめ・不登校対策委員会」を開催します。